

式会社の平成30年10月31日付けの臨時株主総会においては、①代表取締役たる取締役とされていた藤林久士の辞任に伴い、②代表取締役たる取締役として紫垣昭人を選任する決議が不存在であることを確認する。との判決が下されている。

以上のとおりであるから、平成30年2月26日付けの臨時株主総会における、①代表取締役たる取締役である原告（大塚万吉）を解任する決議、②代表取締役たる取締役として藤林久士を選任する旨の決議及び③被告の本店を東京都港区新橋2丁目16番1号から東京都港区虎ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階に移転する旨の決議がいずれも不存在であることを確認する。

また、被告の平成30年10月31日付けの臨時株主総会における、①代表取締役たる取締役とされていた藤林久士の辞任に伴い、②代表取締役たる取締役として紫垣昭人を選任する決議が不存在であることを確認する。平成30年10月31日付けの臨時株主総会においては、①代表取締役たる取締役とされていた藤林久士の辞任に伴い、②代表取締役たる取締役として紫垣昭人を選任する決議が不存在であることを確認する。との判決が下されている。

- [4] また、上記東京高裁判決では、その「主文」において、「当裁判所も、被控訴人（大塚万吉）の請求は、いずれも理由があると判断するとしたうえで、「1 本件控訴を棄却する。」「2 訴訟費用は控訴人の負担とする」との判決を言い渡した。

その理由については、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。」と判示したうえで、本件株主総会1及び本件建物株主総会2が開催されたとされる時点においても、現時点においても、本件株式を有する株主は被控訴人であるというべきであって、被控訴人は、本件訴えの原告適格を有する者であるし」と判示したうえで、以上によれば、被控訴人の請求をいずれも認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決している。

- [5] 以上のとおりであるから、本件土地をその所有者である宗和建物株式会社から魏国珍に売却するには、宗和建物株式会社の代表取締役たる取締役取役としての権限がある者の承諾が不可欠である。